

仕 様 書

地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立舟入市民病院（以下「発注者」という。）に設置する飲料用自動販売機等の仕様は、次のとおりとする。

1 飲料用自動販売機

- (1) 使用可能な状態で常時設置されていること。
- (2) 千円札、五百円硬貨、百円硬貨、五十円硬貨及び十円硬貨が使用できること。ただし、紙幣の改刷又は新硬貨の製造が行われた場合は、早急に新旧両方の紙幣又は硬貨に対応するものとする。
- (3) 飲料用自動販売機の管理に係る電気料等の光熱水費算定用の副メーターを設置すること。
- (4) 倒壊防止等の安全策を講じること。
- (5) デザイン、表示事項等は、公共施設に設置するものとして相応しいものにするるとともに、療養環境に配慮し、ユニバーサルデザイン仕様とすること。
- (6) 設置する飲料用自動販売機を利用した第三者の宣伝は、行わないこと。
- (7) 設置する飲料用自動販売機は、新品又は製造後の経過年数が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」第一条第一項において定義する耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）未満のものとする。
- (8) 設置した飲料用自動販売機が契約期間中に法定耐用年数を超えた場合は、新品又は製造後の経過年数が法定耐用年数未満のものと交換すること。ただし、故障が少なく、発注者が支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (9) 前2号の規定に関わらず、設置した飲料用自動販売機が頻繁に故障し、発注者が支障があると認めた場合は、速やかに新品又は製造後の経過年数が法定耐用年数未満のものと交換すること。
- (10) 省エネ、ノンフロン対応及び低騒音設計等環境負荷の低減及び療養環境への配慮に努めること。
- (11) 契約書別紙1に掲げる各設置場所に、カン・ペットボトル容器に対応できるものを設置すること。

2 飲料用自動販売機の販売品

- (1) 酒類その他病院施設としてふさわしくないものを販売しないこと。
- (2) ガラス製の容器を使用した商品を販売しないこと。ただし、発注者が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理を徹底すること。

3 飲料用自動販売機の販売品の売価

販売品の売価は、標準販売価格以下とすること。また、同一メーカーの同一品目で同一規格を院内複数の自動販売機で販売する場合には、院内同一価格とすること。

4 飲料用自動販売機の販売品の補充、使用済み容器の回収

- (1) 飲料用自動販売機ごとに、回収ボックスを使用可能な状態で常時設置すること。
- (2) 販売品の補充のための搬入及び使用済み容器の回収の頻度、方法、時間帯等については、発注者と協議し、承認を得た上で行い、かつ、自動販売機内の販売品の欠品や回収ボックスから使用済み容器が溢れ出ることのないよう、十分配慮するとともに、飲料用自動販売機及び回収ボックスを衛生的に管理すること。
- (3) 回収ボックスの使用済み容器は、関係法令等に基づいて適切に処理すること。

5 飲料用自動販売機の保守管理

- (1) 飲料用自動販売機の保守管理を適切に行うとともに、故障時等は迅速に初期対応を行い、利用者に迷惑がかからないよう適切に対応すること。
- (2) 故障や商品・つり銭補充等の対応を受ける連絡先を届け出ること。また、土・日・祝日・年末年始であっても、確実に連絡のとれる二次的連絡先についても届け出ること。